

船橋市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に基づく船橋市職員措置請求について、同条第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和元年 11 月 1 日

船橋市監査委員	中 村 章
同	齋 藤 弘 之
同	松 寄 裕 次
同	斉 藤 誠

第 1 請求人

住所・氏名 省略

第 2 請求の受理

監査の実施にあたり本件措置請求書は、法第 242 条第 1 項の要件を具備しているものと認め、令和元年 8 月 29 日付けでこれを受理した。

第 3 監査の実施

1 請求の要旨（措置請求書の原文のとおり）

松戸市長の肝いりで始めたふなばしシルバーリハビリ体操は市民の力を活用した立派な事業であり各方面から注目されている。私は初回の初級指導士養成講座を受講し、過去 1 年間運営委員も務めたものです。船橋市の目標である「健康寿命日本一」を実現するためにふなばしシルバーリハビリ体操指導士会の運営委員会の改善を望みます。

I) 平成 31 年（2019 年）3 月 11 日の運営委員会で A4 版 500 枚のコピー用紙（一束）が配布された。当該予算は平成 29 年度になるがこの 3 月 11 日に配布されたことで余分に購入したものと分かった。

- i) 換金可能物品である。
- ii) 平成 29 年度の購入物品であり余剰物品である。
- iii) 保管場所が A 邸であり隠匿物品である。

以上 3 点が違法行為である。余剰物品の購入代金の返却を請求します。また会の責任者である正副会長と協力者である A 委員の役員辞任を請求します。

II) 平成 30 年度予算について

- i) 予算に計上されていない物品（のぼり旗・台）が購入されている。
- ii) 予算総額が 757,000 円に対し残金が 169,285 円であり予算がずさんである。

i) は違法行為であり、購入代金の返却を請求します。 ii) の予算は全額交付金であり、年度ごとに使い切る事が原則であるのに残金が 22%もある。違法であり、如何にいい加減な運営をしているかが分かる。これは執行部と一部の協力者によって運営されているからである。将来を考え、健全化するために運営委員会の執行部役員と協力者（ふなばし健やかプラン 21 のメンバー）の役員辞任が必須であり、強く役員辞任を請求します。

別紙

- I) i) 運営委員 24 名に配布されています。
- ii) 購入の領収書を見てください。 期末に大量購入をしています。

令和元年 5 月 25 日の平成 31 年度総会時に私が上記、請求の要旨の I) について質問した際に「平成 29 年度用の紙の残がまだあります」と健康づくり課の原田職員と A 委員が言っています。

平成 29 年度決算報告書のコピーを添付します。

- iii) ある運営委員が健康づくり課介護予防推進係の職員から次のことを聞いています。 平成 30 年、6 月または 7 月、高根台

公民館の教室の帰り道に「市に用紙の保管場所がないためA
委員邸に預かって頂き私が保健センターに移送しました」。

Ⅱ) i) ii) 平成30年度 決算報告のコピーを添付します

2 監査対象事項

請求書に記載されている事項及び事実を証する書面から、監査の対象事項は「平成29年度及び平成30年度のふなばしシルバーリハビリ体操指導士会交付金が違法若しくは不当に支出されたか否か。」とした。

3 監査の方法

監査は、次のとおり実施した。

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和元年10月8日に陳述の聴取を行った。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

(2) 関係職員の陳述

令和元年10月8日、市長から委任された健康づくり課長、同課介護予防推進係長及び同課介護予防推進係員から陳述を聴取した。

(3) 調査

健康づくり課長、同課介護予防推進係長及び同課介護予防推進係員から事情を聴取するとともに関係書類を調査した。

第4 監査の結果

1 主文

本件措置請求について、監査委員は、合議により請求に理由がないものとして棄却することに決定した。

以下、その理由について述べる。

2 理由

(1) 事実関係

ふなばしシルバーリハビリ体操推進事業は、高齢者がいつまでもいきいきとした生活を続けられるよう、高齢者自らが自発的に健康の保持増進や介護予防を図り、健康寿命の延伸や、生活の質の向上につなげることを目的として実施している。また、「市民相互の支えあい」により健康や介護予防に関する意識を高めるものとして、「市民が市民に体操を教える」ことを基本とし、市民に体操を教える「体操指導士」を市民の中から募って養成するための「体操指導士養成講習会」を実施している。さらに、「ふなばしシルバーリハビリ体操指導士会」（以下「指導士会」という。）を設立し、指導士間のネットワークの体制づくり、情報交換、交流の拠点づくりを行っている。

ふなばしシルバーリハビリ体操指導士会交付金（以下「交付金」という。）の交付については、船橋市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）及びふなばしシルバーリハビリ体操指導士会交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき行われている。

交付金の交付手続きについては、以下のようになっている。

①指導士会が市へ補助金等交付申請書（事業計画書・収支予算書・前年度決算書を添付）を提出、②市が指導士会へ補助金等交付決定通知書を通知、③指導士会が市へ補助金等交付請求書を提出、④市が指導士会へ概算により交付金を交付、⑤事業年度終了後、指導士会が市へ補助事業等完了届及び補助事業等実績報告書（収支決算書を添付）を提出、⑥市が⑤で指導士会から提出された書類を確認後、指導士会へ補助金等確定通知書を通知、⑦交付金の確定額がすでに概算により交付されている金額以下の場合は、市が指導士会へ残額分返還のための納付書（戻入通知書）を送付、⑧指導士会が納付書（戻入通知書）を使用して交付金の残額を市に返還。

請求人は、措置請求書の中で、平成29年度予算で購入したコピー用紙を、平成31年3月11日のふなばしシルバーリハビリ体操運営委員会（以下「運営委員会」という。）で配布したと主張している。

平成31年3月11日の第6回運営委員会の議事録を確認したところ、コピー用紙を地区の活動で使用している各地区長への配布提案があり、運営委員会で承認されており、また、領収書を確認したところ、指導士会が平成31年3月14日にコピー用紙（A4版500枚）25冊を6,960円（税抜）で購入している。

平成30年度に指導士会が購入したのぼり旗及び台については、請求人が主張したとおり、補助金等交付申請書に添付された収支予算書には備品購入費の項目は計上されておらず、補助事業等実績報告書に添付された収支決算書では備品購入費として19,040円が計上され、交付金の確定額に含まれている。

（2）判断

請求人は、指導士会が平成31年3月11日の運営委員会で各地区長に配布したコピー用紙の購入に平成29年度の交付金が充てられており、平成29年度の交付金で購入した物品の使用時期・保管方法について違法だと主張しているが、交付金支出の根拠となった規則等に購入物品の使用時期・保管方法に関する規定はない。

要綱第3条では、「交付金の対象となる活動は、次に掲げるものとする。
(1)シルバーリハビリ体操に関わる情報交換、ネットワークづくり等の支援
(2)シルバーリハビリ体操指導士の体操教室活動の支援 (3)シルバーリハビリ体操の普及啓発及び公民館、町会・自治会等による地域福祉活動への協力 (4)シルバーリハビリ体操及び指導士の質の向上に関わる研修及び研究活動 (5)その他、シルバーリハビリ体操推進事業による市民の健康増進、介護予防に資する活動」と規定され、また、要綱第4条第1項では、「交付金の対象となる経費は、第3条に定める交付対象活動に要する経費のうち別表に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたものとする。」と規定され、別表で「③消耗品費及び原材料費・事務用消耗品（1点につき1万円以内）」とされていることから、コピー用紙等の消耗品の使用については、この範囲内において指導士会が自主的に決定するものであり、使用時期については購入年度内に制限されるものではない。

さらに、(1) 事実関係に記載のとおりコピー用紙は地区の活動に使用する目的で配布する旨が議事録に記載されており、コピー用紙が要綱第3条で規定する交付対象事業以外の用途に使用されたとは断定できない。

次に、補助金等交付申請書に添付された収支予算書に計上されていない物品（のぼり旗・台）の購入に充てられた、平成30年度の交付金が違法若しくは不当に支出されたか否かについては、健康づくり課が当該物品の購入前に指導士会から電話で相談を受け、要綱第4条第1項に「交付金の対象となる経費は、第3条に定める交付対象活動に要する経費のうち別表に掲げるもののほか、市長が必要があると認めたものとする。」と規定されており、別表で「⑤備品購入費・体操教室支援用品（1点につき3万円以内）」とされていることから、当該物品の購入費が交付対象経費に該当し、相談を受けた時点で予算執行状況から交付金の交付決定額を超過しないと判断したため、備品購入費で購入可能であるとの回答をしている。

なお、規則第5条第1項では、「市長は、補助金等の交付決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を附するものとする。」と規定され、同項第1号において、「補助事業等の内容又は経費の配分の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。」と規定されており、健康づくり課では当該物品の購入が軽微な変更であると判断した。

この判断は、当該物品の購入費が要綱第4条第1項で定める交付対象経費に該当するとともに、交付金の交付決定額757,000円に占める割合が大きいいえないことから誤っていたとまではいいきれない。

これらのことから、平成29年度及び平成30年度の交付金が違法若しくは不当に支出されたとは認められない。

なお、請求人は指導士会等の役員辞任を請求するとともに、予算は年度ごとに使い切ることが原則であり、平成30年度予算757,000円に対し169,285円の予算残額が生じたことについて違法だと主張している。

しかしながら、住民監査請求において請求人が求めることができる措置は、財務会計上の行為の防止、是正、怠る事実を改めること及び財務会計上の行為または怠る事実によって市が被った損害の補てんのために必要な

措置に限られていることから、指導士会等の役員辞任は監査の対象外である。

また、指導士会の平成30年度予算に169,285円の残額が生じたこと自体は違法とはいえず、この予算残額については指導士の研修実施場所を茨城県水戸市から茨城県守谷市に変更したこと等に伴い、旅費の予算に35,858円の残額が生じたことや体操教室参加者の傷害保険加入者が収支予算書提出時の見込み人数47,520人に対し、実績数が32,522人となったこと等に伴い、保険料の予算に63,608円の残額が生じたことなどによるものであり、概算交付された交付金の残額は交付金額の確定後、市に返還されており交付金が違法若しくは不当に支出されたとはいえない。

(3) 結論

以上のことから、本件措置請求は理由がないものとして、主文のとおり棄却する。

今後とも規則及び要綱に基づき適正な事務の執行に努めるとともに、補助事業等の内容変更等を認める場合には、その経緯について書面で記録を残すよう要望する。